方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令7}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=28}^{令7}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令7}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$C_{13} = 0.0318$

$C_{14} = 0.0212$

$C_{15} = 0.0211$

$C_{16} = 0.0184$

$C_{17} = \underline{0.01971}$

$C_{18} = 0.0237$

$C_{19} = 0.0237$

$C_{20} = \underline{0.02384}$

方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{\sum_{n=13}^{令6}(B_n \times C_n) + D \times 0.3 + E \times 0.6 + F \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令6}(G_n \times H_n) + I \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令6}(J_n \times K_n) + L \times 0.75 + M \times 0.45 + N + O + P + Q + R}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$C_{13} = 0.0318$

$C_{14} = 0.0212$

$C_{15} = 0.0211$

$C_{16} = 0.0184$

$C_{17} = \underline{0.0248}$

$C_{18} = 0.0237$

$C_{19} = 0.0237$

$C_{20} = \underline{0.02386}$